

『結婚・子育て非課税贈与政省令 Q & A を公表－内閣府』

今般の政省令等により結婚・子育て資金一括贈与の非課税措置の対象費目が明示され、内閣府はQ & Aと別表を公表した。

【結婚関係】○婚礼：挙式・披露宴（複数回の開催や二次会、海外挙式も可）の会場費や人件費、衣装や招待状の費用を対象とし、結納式の費用、結婚指輪の購入費、交通費や新婚旅行代は対象外。○家賃等：結婚を機に「受贈者」が新たに借りた物件の賃料や敷金、仲介料等が対象。○引越し：入籍日の前後各1年間に「受贈者」が行った引越し費用（複数回可）が対象。

【子育て関係】○不妊治療：人工授精、体外受精等に要する費用○妊婦健診：母子保健法に基づく妊婦健診に要する費用○出産：分べん費、入院費、新生児管理保育料、検査・薬剤費等○産後ケア：心身のケアや育児サポートに要した費用○子の医療：治療費、予防接種代、乳幼児健診の費用等○育児：保育料、入園試験に係る検定料、行事への参加費用等。これら六項目については公的助成の有無に関係なく実際に支払った金額を対象とする。

また、結婚に関しては婚姻の事実が確認できる戸籍謄本等も金融機関に提出すること、育児費用については教育資金の一括贈与非課税制度と重複して払い戻すことはできないことなども示された。



『倒産24年ぶり1万件下回る 上場企業は1社だけ－14年度』

東京商工リサーチがこのほど発表した2014年度の企業倒産状況（負債総額1000万円以上）によると、倒産件数は前年度比9.4%減の9543件だった。1990年度（7157件）以来、24年ぶりに1万件を下回った。その要因として同社は、金融機関が中小企業のリスク要請に応じていることや景気対策として実施された公共事業の前倒し発注効果などを挙げている。負債総額は同32.6%減の1兆8686億500万円で、1989年度以来25年ぶりに2兆円を割った。倒産件数とともに減少は6年連続。今年1月に経営破綻した航空会社スカイマーク（負債額710億8800万円）など100億円以上の大型倒産は計9件と、前年度（21件）から大幅に減少した。また、上場企業の倒産はスカイマークの1件だけだった。

業種別では、消費税の駆け込み需要の反動減の影響で、不動産業の倒産件数が2.5%増の322件。一方、景気対策に伴う公共事業の発注増を要因に建設業が17.8%減の1872件にとどまった。製造業、卸売業、小売業などでも減少した。地区別の件数は、全9地区のうち四国を除く8地区で前年度を下回った。四国では、円安による仕入れ・原材料価格の高騰が響いた卸売業などの倒産が目立った。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます